

様式 1

明 細 書

作成日：平成 28 年 10 月 17 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒683-0802）^{トットリケンヨナコ シヒガシフタハラ}鳥取県 米子市 東福原 1-5-16

名称（フリガナ）：^{トットリセイブ ノキョウキョウカクミアイ}鳥取 西部 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 中西 広則

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-tottoriseibu.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：ブロッコリー

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{ダイセン}大山 ブロッコリー、Daisen Broccoli

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：鳥取県西伯郡（大山町、日吉津村、南部町、伯耆町）、日野郡（日南町、日野町、江府町）、米子市

5 農林水産物等の特性

「大山ブロッコリー」は、昭和 44 年に西日本におけるブロッコリー生産の先駆けとして生産が開始されて以来、産地において徹底した品質管理を続けており、その食味の良さ（甘みが強く、エグミが少ない）、エラー品の少なさ、真夏の時期を除きほぼ年間を通じた市場への安定供給等により、最大の出荷先である名古屋市場を中心に非常に高い評価を得ている。また、生産地の一つである鳥取県西伯郡大山町におけるブロッコリーの作付面積は、市町村別で全国第 3 位、西日本第 1 位であり、生産開始以来、全国有数のブロッコリー産地としての評価を確立している。なお、名古屋市場における平均市場占有率は約 2 割となっており、その名称が広く知られているほか、平均単価は全体平均の約 1 割高となっている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

- ・毎年、予想される気象状況や生産地域での栽培適性等に合わせて、生産者団体が地域内で試験栽培し選定した品種のみを用いる。

(2) 栽培の方法

【作型】※作業時期は目安であり、その年の気象条件により変動することもある。

- ・初夏どり栽培：1月中旬から2月中旬に播種、3月中旬から4月中旬に定植、4月上旬から7月上旬に収穫。

- ・秋冬どり栽培：7月上旬から8月下旬に播種、8月上旬から10月上旬に定植、9月下旬から4月下旬に収穫。

【植栽本数】

- ・10aあたり約4,000株の疎植とする（風通しの確保及び光合成の促進を図る）。

【収穫・選別】

- ・気温の低い、夜10時から朝9時（気温の低い時期（平均気温が約10℃以下になった時期）は昼1時から朝10時）までに収穫を終える。ただし、冷蔵設備等の使用により、上記の時間帯に収穫したものと同程度に品温を下げる事が可能な場合には、上記の時間帯以外であっても収穫可能とする。

- ・収穫時に断熱シートで収穫物を覆い、乾燥時には収穫したブロッコリーに水をかけ、品温を下げる。

- ・病虫害等の異物の有無を確認したうえで、作業場へ持ち帰ったブロッコリーを品温が低いうちに出荷ダンボールの内側にセットした鮮度保持袋（MA包装等）に箱詰を行う。

(3) 出荷方法

真空予冷（約5℃、20分間）の後、3月頃から12月上旬頃までは冷蔵輸送（約5℃）、12月中旬頃からは2月下旬頃までは保冷輸送（約2℃）により出荷を行う。

(4) 最終製品としての形態

「大山ブロッコリー」の最終製品としての形態は、青果（ブロッコリー）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

生産地である大山山麓地域は、大山の火山活動により水はけがよく有機質に富んだ黒ぼく土や砂壤土が広範囲に広がっている。加えて、年平均気温が約15℃で昼夜の平均温度差が約8℃と、ブロッコリー生産に適した栽培環境となっている。沿岸部の平たん地から準高冷地（標高600メートル）の立地条件を活かし、冷涼期は平たん地、高温期は準高冷地を中心に栽培しており、高品質なブロッコリーをリレー出荷できる環境となっている。

そのような地理的条件に加え、高品質なブロッコリー生産を実現できる栽培法・管理手法について、地域一体となって研究を重ねるとともに、栽培開始期から栽培講習会を継続的に実施し、地域の生産者の技術を高めてきた。収量より食味や安全・安心であることを重視し、日々の営農指導や作期ごとに数回開催される目合わせ会等の実施、圃場管理台帳の作成義務づけによる全圃場の栽培環境の可視化、組合独自の農業生産行程管理チェックシートの作成など、長年のブロッコリー生産により確立された

手法に沿った厳しい目線での栽培管理を地域で徹底することにより、他産地の製品とは区別される社会的評価を有するに至っている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

生産地におけるブロッコリーの栽培は、西日本におけるブロッコリー産地の先駆けとして昭和 44 年に大山町中山地域（旧中山町）で水田転作として開始された。当時、国内において食文化の欧米化とともに、緑色の花野菜が注目され始めたこともあり、積極的に産地育成に取り組み、県西部地域での栽培が普及した。

25 年前の平成 2 年の販売量は 1,057t であったが、平成 27 年には 4,120t となり、販売量は拡大している。「大山ブロッコリー」の主な生産地である大山町における作付面積は平成 27 年現在 376ha となっており、全国第 3 位、西日本第 1 位となっている。それに加え、食味の良さ、鮮度の良さ、地域として徹底した品質管理の実施、ほぼ年間を通じた市場への安定供給等を継続することにより、生産開始以来、全国有数のブロッコリー産地としての評価を確立している。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（1）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：鳥取西部農業協同組合

登録商標：大山ブロッコリー（だいせんぶろっこりー）

指定商品又は指定役務：第 3 1 類 鳥取県西伯郡大山町及びその周辺の大山山麓（鳥取県西伯郡日吉津村・南部町・伯耆町、同県日野郡日南町・日野町・江府町、同県米子市及び同県境港市）で生産されたブロッコリー

商標登録の登録番号：5503402

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成 24 年 6 月 29 日

☐ 該当しない

（2）法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[Redacted contact information]